

避難所に係る情報の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、避難所に係る情報の提供等に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難所に係る情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（協力の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、この協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- 1 甲は、避難所に係る情報を乙に提供すること。
- 2 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議）

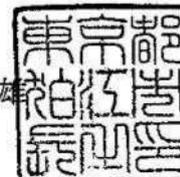
第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月6日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番地5号

狛江市
狛江市長 松原俊雄



乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン
代表取締役 河野剛

